

国外から山形県公立高等学校を志願する皆さんへ

山形県教育委員会

1 後期（一般）選抜の志願資格について

- (1) 日本人学校在籍者及び日本人学校卒業者
- (2) (1)以外の場合

学校教育法施行規則第 95 条に照らして、志願資格の有無を判定することになりますので、志願先高等学校又は山形県教育委員会にお問い合わせください。

(1)及び(2)のいずれの場合も、保護者（親権を行う者又は後見人）が、入学日までに山形県に転住又は居住していることが必要です。

2 「進路等相談」について

本県の入学者選抜には「進路等相談」という制度があります。この制度の趣旨は、国外から本県公立高等学校を志願する者及び保護者が志願先高等学校の情報（学校の特色、概況等）を得るとともに、志願先高等学校に対して、伝えておきたいこと、配慮を望むこと、自己の学習歴や国外での生活経験から生ずることなどを相談できるというものです。また、この「進路等相談」を踏まえて、志願先の高等学校長が認めれば、「自己申告書」（＝選抜の資料になります）の提出も可能となります。

3 志願許可手続きについて（別添「志願手続き参考図」を参照してください。）

- (1) 日本人学校在籍者及び日本人学校卒業者

以下の書類を、在籍学校長を経由して、山形県教育委員会（山形県教育局高校教育課長あて）に令和 9 年 1 月末日を目途に提出してください。

- ① 学区外高等学校志願許可願（様式第 3 号 A） 1 部
- ② 帰国先の住民票又は本県への転住の理由を証明する公的証明書等 1 部
- ③ 誓約書（様式第 3 号 C） 1 部

- (2) (1)以外の場合

志願資格の有無を判定するための書類を、志願先高等学校に令和 8 年 12 月 28 日（月）を目途に提出してください。

- A 共通して提出するもの
 - a 履歴書
 - b 証明書（国外において、学校教育における 9 年の課程修了を証するもの。）
- B 必要に応じて提出するものの例
 - a 戸籍謄本の写し
 - b 在留資格認定証明書の写し
 - c 旅券の写し など

志願資格が認められた場合は、以下の書類を、在籍学校長を経由して、山形県教育委員会（山形県教育局高校教育課長あて）に令和9年1月末日を目途に提出してください。

- | |
|------------------------------------|
| ① 学区外高等学校志願許可願（様式第3号A） 1部 |
| ② 帰国先の住民票又は本県への転住の理由を証明する公的証明書等 1部 |
| ③ 誓約書（様式第3号C） 1部 |

※（1）及び（2）の①②③を山形県教育委員会に提出する場合は、返信用の封筒（角型2号＝A4判の用紙が入る封筒）を同封し、返送先が国内の場合は140円切手を貼付してください。（返送先が国外の場合は、返送に十分な切手を貼付してください。）

4 志願先高等学校の募集要項について

志願先高等学校のWebページで確認してください。

※掲載期間 令和8年11月13日（金）9:00から

5 出願について

出願受付期間 令和9年2月17日（水）から令和9年2月22日（月）12時まで

- ・山形県公立学校Web出願システムにより出願情報を登録してください。
- ・入学者選抜手数料として、全日制の課程については2,200円、定時制の課程については950円を納付してください。
- ・在籍する学校長は、山形県公立学校Web出願システムにより調査書情報を登録してください。評定概況については登録不要です。なお、調査書情報の登録が難しい場合は、山形県教育委員会にお問い合わせください。

6 留意事項

- （1）後期（一般）選抜の出願期間及び学力検査日等については、山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び志願先高等学校の募集要項を参照してください。
- （2）手続きには時間がかかるため、後期（一般）選抜の日程を確認し、早目に対応してください。
- （3）公立高等学校の志願は、他の都道府県も含めて1校のみとなります。
- （4）出願の手続きを行う山形県公立学校Web出願システムについては、山形県ホームページに掲載のWeb出願システム利用サイトから、在籍する中学校等による申込み登録が必要となります。

送付先（問合せ先）

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県教育局高校教育課 入学者選抜学区外志願担当

電話 023-630-3165 e-mail ykoko@pref.yamagata.jp

志願手続き参考図

